

議案第8号

養父市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

養父市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

養父市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（平成
16年養父市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表監査委員の項中「年額 340,000円」を「月額 50,000円」に、「年額213,000円」を「月額 17,750円」に改める

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第8号 養父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行			改 正 案		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
区分		報酬額	区分		報酬額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
選挙管理委員会	委員長	年額 87,000 円	選挙管理委員会	委員長	年額 87,000 円
	委員	年額 70,000 円		委員	年額 70,000 円
	補充員から臨時に補充した委員	日額 6,000 円		補充員から臨時に補充した委員	日額 6,000 円
監査委員	識見を有する者から選任された委員	年額 340,000 円	監査委員	識見を有する者から選任された委員	月額 50,000 円
	議員うちから選任された委員	年額 213,000 円		議員うちから選任された委員	月額 17,750 円
農業委員会	会長	年額 320,000 円	農業委員会	会長	年額 320,000 円
	会長職務代理者	年額 280,000 円		会長職務代理者	年額 280,000 円
	委員	年額 250,000 円		委員	年額 250,000 円
	農地利用最適化推進委員	年額 200,000 円		農地利用最適化推進委員	年額 200,000 円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)